

議案第 27 号

京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する
内部組織の共同設置に関する規約の制定に関する協議について

京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約を次のとおり定めることについて協議するにあたり、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する
内部組織の共同設置に関する規約

(共同設置する地方自治体)

第1条 京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合及び乙訓消防組合（以下「構成団体」という。）は、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、共同して、消防指令業務に係る事務を処理する内部組織を設置するものとする。

(名称)

第2条 前条の規定により共同して設置する内部組織の名称は、情報指令課とする。

(執務場所)

第3条 情報指令課の執務場所は、京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内21番地の3とする。

(職員の選任の方法等)

第4条 情報指令課の職員（以下この条から第7条までにおいて「職員」という。）は、構成団体の消防長の協議により定める職員の候補者のうちから、京都市（以下「代表団体」という。）の消防長がこれを選任するものとする。

2 職員の定数は、構成団体の消防長の協議により決定するものとする。

3 職員に欠員が生じたときは、代表団体の消防長は、速やかにその旨を構成団体（代表団体を除く。）の消防長に通知するとともに、第1項の規定により職員を選任するものとする。

(職員の給料等の取扱い)

第5条 代表団体は、職員の給料及び手当（退職手当を除く。）（以下「給料等」という。）の額並びにその支給方法について、前条第1項の規定による選任をされる日の前日において当該職員が属する構成団体の給料等に関する条例、規則その他の規程の規定に

定める額及び支給方法となるように必要な措置を講じるものとする。

（職員の身分取扱いに関する諸規程）

第6条 代表団体の長は、職員の給料等の額及びその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、構成団体（代表団体を除く。）の長に通知しなければならない。

（職員の懲戒処分）

第7条 代表団体の消防長は、職員の懲戒処分をする場合においては、あらかじめ関係する構成団体の消防長と協議しなければならない。

（負担金）

第8条 情報指令課に関する経費（次条に規定する経費を除く。）は、構成団体が負担するものとする。

2 前項の規定により各構成団体が負担すべき額（以下「負担金」という。）は、構成団体の長の協議により定めるものとする。

3 構成団体（代表団体を除く。）は、負担金を代表団体に交付しなければならない。

4 負担金の交付の時期は、構成団体の長の協議により定めるものとする。

（専ら代表団体のために行う事務に要する経費）

第9条 代表団体は、専ら代表団体のために特定の事務を管理し、及び執行する場合においては、これに要する全ての経費を負担しなければならない。

（予算）

第10条 第8条第1項に規定する経費は、代表団体の一般会計の予算に計上するものとする。

（決算）

第11条 代表団体の長は、第8条第1項に規定する経費に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を構成団

体（代表団体を除く。）の長に報告しなければならない。

（事務の管理及び執行に関する諸規程）

第 1 2 条 情報指令課の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、構成団体の長は、これを相互に調整するように努めなければならない。

（補則）

第 1 3 条 この規約に定めるもののほか、情報指令課が処理する事務に関し必要な事項は、構成団体の長が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、代表団体が告示で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日から代表団体が告示で定める日までの間（以下「第 1 期運用期間」という。）における第 1 条の規定の適用については、同条中「宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合」とあるのは「京田辺市、久御山町、精華町」とする。

3 前項の規定にかかわらず、第 1 期運用期間において、宇治市、城陽市、八幡市及び相楽中部消防組合は、第 1 条に規定する構成団体とみなして、第 8 条及び第 1 1 条の規定を適用する。

(提案理由)

京都府南部地域の9団体（京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合及び乙訓消防組合をいう。）において、消防指令業務を共同で行う、京都府南部消防指令センターの共同運用を行うため、当該事務を処理する内部組織を共同設置する規約を定めることについて協議を行うにあたり、議会の議決を得るため提案するものであります。